

いじめを「しない」「させない」「許さない」

いじめについての教育委員会・学校・保護者・地域・関係者の役割

基本理念 「あきる野市いじめ防止対策推進条例」第3条

- いじめが学校の内外を問わず行われなくなるようにしなければなりません。
- 児童等が、自他を大切に、互いの違いを認め合う中で、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。
- 学校は、組織的にいじめ防止対策に取り組みます。
- 学校だけでなく市、地域住民、家庭その他の関係者は、連携して、社会全体でいじめ問題を克服します。

教育委員会

基本理念にのっとり、学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を行います。

学校及び教職員

- 児童等の保護者や地域住民、その他の関係者と連携し、学校全体で、いじめ防止等の対策を取り組みます。
- 児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。



保護者

- 保護する児童等がいじめをしないように、規範意識を養うための指導をするように努めます。
- 保護する児童等がいじめを受けた場合は、いじめから保護します。

地域及び関係者

- 児童等の見守りや声掛け等を行って、児童等が安心して過ごせる環境をつくるよう努めます。
- 児童等がいじめを受けていると思われるときは、市や学校等に連絡するよう努めます。

あきる野市いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ防止対策推進法第14条第1項)



連絡協議会は、年に2回開催し、それぞれの立場でできることなどについて協議しているよ！

地域ぐるみでいじめを解決 心豊かなあきる野っ子の育成



市及び教育委員会における いじめ問題に対する取組

あきる野市では、平成27年、市教育基本計画(第3次計画)「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、「あきる野市いじめ防止基本方針(令和元年12月改訂)」を定めました。地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持するために、市と学校、保護者、地域住民及びその他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

また、あきる野市教育委員会は、令和4年3月、「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」を育成することを目標としています。

「いじめ問題対策連絡協議会」とは

- あきる野市いじめ防止対策推進条例に基づき、あきる野市いじめ問題対策連絡協議会は、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者で構成し、次に掲げる事項について協議します。」
- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 令和4年度は、本協議会において、本市のいじめ問題に関する情報を共有するとともに、昨今、報道等で取り上げられることが多い「SNSによるいじめ」及び「学校、家庭、地域、関係機関の連携」をテーマに、子どもたちを守るため、それぞれの立場でできることや連携した取組等について協議しました。